

寺田南小学校PTA出向旅費規程

第1条 この規程は、会員が本会の任務として外部のPTA関係諸行事等に出向した場合の旅費等について定める。

第2条 旅費は、次のとおりとする。

1. 公共交通機関（電車・バス等）の運賃を基準にして支給する。
2. 城陽市内でも、公共交通機関が利用できる区間は交通費を支給する。
3. 複数の参加者が一人の自家用車に同乗したときは同乗者には旅費を支給しない。
4. 交通の不便な土地などに出向し、タクシー等を利用しなければならない事態の時はその実費を支給する。

第3条 食費は、次のとおりとする。

1. 支給は、一律800円とする。ただし、主催者団体が弁当を用意し、それを利用するときは実費支給とする。

第4条 その他、この規程以外に取扱いが必要な事態が発生した場合は、会長が決裁し、運営委員会で報告する。

第5条 この規程は運営委員会で出席者の3分の2以上の賛成によって改正することができる。

(附則)

1. この規程は平成7年9月12日の運営委員会承認の上決定し、施行は遡って平成7年4月1日よりとする。
2. 平成10年2月27日 一部改正。

寺田南小学校PTA弔問及び見舞規程

第1条 この規程は、会員等にかかる弔問並びに病気等によるお見舞いについて定める。

第2条 弔問にかかる会費からの支給については次のとおりとする。

1. 会員及び在籍児童が死亡した場合、いずれも「しきみ1対」と「香典5000円」(仏式の場合)により弔意を表す。
2. 仏式以外の場合は、葬儀のしきたりに従って同様の扱いとする。
3. 弔慰金等は学級では一切行わない。また、弔慰金等に対する返礼は一切行わない。

第3条 お見舞いにかかる会費からの支給については、次のとおりとする。

1. PTA会員及び在籍児童が長期入院され、その期間が介意の場合は3カ月以上、在籍児童の場合は1カ月以上にわたる際は、一律3,000円の見舞金を贈る。

第4条 その他、この規程以外の取扱が必要な事態が発生した場合は、会長が決裁し、運営委員会で報告する。

第5条 この規程は運営委員会で出席者の3分の2以上の賛成によって改正することができる。

(附則)

1. この規程は平成7年9月12日の運営委員会承認の上決定し、施行は遡って平成7年4月1日よりとする。
2. 平成10年2月27日 一部改正。

寺田南小学校PTAサークル活動要綱

- 第1条 本会は会員相互の親睦を高めるため、サークル活動を奨励する。
- 第2条 本会はサークルクラブの運営を補助するため、助成金を支出する。
助成金は一律5,000円とする。
- 第3条 サークル活動を新たに開始しようとする時は、5名以上のクラブ員によって代表者を決め、申請書により文化・スポーツ委員会を経て、運営委員会の承認を受ける。
- 2 前年度から継続するサークルクラブは、新年度速やかに代表者を決め、文化・スポーツ委員に届出書を提出することで足りる。
- 第4条 サークルクラブの活動場所は授業等学校の教育活動に支障のない範囲でかつ、他の社会教育活動等と調整の上、校長の許可を受けて学校施設を借用することを原則とする。
- 2 設備面等で特別な事情があるクラブは、通常、学校以外の場所で活動することを申請書に明記する。
- 第5条 サークルクラブの運営活動はクラブ員の総意により自主的に行う。
- 2 クラブ員の募集などのPTA会員に対する広報活動、あるいは重要な対外試合等、本会として取り組む必要があると認められるときは、運営委員会の承認を受けた後、文化・スポーツ委員会において協力する。
- 第6条 サークル活動により生じた事故で負傷等をした場合、その補償は京都府PTA安全会の適用を受ける以外は、本会として一切責任を負わない。
- 第7条 この規程は運営委員会で出席者の3分の2以上の賛成によって改正することができる。

(附則)

1. この規程は平成8年4月1日から施行する。
2. 平成10年2月27日 一部改正。

P T A サークル活動要綱細則

- 第1条 この細則はサークルクラブの活動に係る具体的な手続きについて定める。
- 第2条 サークルクラブ発足の手続きは以下の手順により行う。
1. 新規サークルクラブの発足は、年間を通して文化・スポーツ委員会が受付ける。その際の提出書類はクラブ員名簿と申請書とする。
 2. 文化・スポーツ委員会は、サークル許可条件を満たしているか審査の上、速やかに本部役員に報告すると共に、次回の運営委員会で承認する。
 3. 文化・スポーツ委員会は承認されたサークルクラブに対し、許可書を発行するとともに、助成金5,000円を代表者に渡す。その際、活動報告書用紙、決算報告書用紙を渡し、2月の運営委員会までに提出してもらうよう依頼する。
- 第3条 文化・スポーツ委員会は年度末総会にて、サークルクラブ一覧表を提出する。
- 第4条 サークルクラブの数が少なく、活動が不活発でP T A会員から単発のサークル活動開催の要望があった場合、文化・スポーツ委員会は従前のように年間1～2回程度、P T Aサークルを開催することができる。
- 第7条 この細則は本部役員会で出席者の3分の2以上の賛成によって改正することができる。

(附則)

1. この規程は平成8年4月1日から施行する。
2. 平成10年2月27日 一部改正。